

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年4月24日 報告

守谷市長 松丸修久

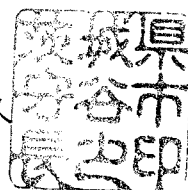
報告	頁数
2号	1

専 決 処 分 書

守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年 3 月 3 1 日

守谷市長 松 丸 修 久



報 告 頁 数	
2 号	2

守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月 3/日

守谷市長 松丸 修久

守谷市条例第 13 号

守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例
守谷市都市計画税条例（昭和55年守谷町条例第20号）の一部を次のよう
に改正する。

附則第14項を附則第16項とする。

附則第13項中「第28項, 第32項」を「第27項, 第31項」に改め,
同項を附則第15項とする。

附則第12項中「附則第2項及び第4項」を「附則第4項及び第6項」に,
「附則第2項及び第5項」を「附則第4項及び第7項」に, 「附則第3項, 第
5項及び第6項」を「附則第5項, 第7項及び第8項」に, 「附則第5項から
第7項まで」を「附則第7項から第9項まで」に, 「附則第7項」を「附則第
9項」に, 「附則第8項から第10項まで」を「附則第10項から第12項ま
で」に, 「附則第9項」を「附則第11項」に改め, 同項を附則第14項とし,
附則第7項から第11項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第6項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め, 同項を附則第8項と
する。

附則第5項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め, 同項を附則第7項と
する。

附則第4項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め, 同項を附則第6項と
とし, 附則中第3項を第5項とし, 第2項を第4項とし, 第1項の次に次の2
項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1
とする。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

3 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1
とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成29年4月1日から施行する。ただし, 附則第1項の次
に2項を加える改正規定(附則第3項に係る部分に限る。)は, 都市緑地法

報 告	頁 数
2	3

等の一部を改正する法律(平成29年法律第 号)の施行の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の守谷市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

守谷市都市計画税条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</u></p> <p>2 <u>法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p><u>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)</u></p> <p>3 <u>法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に</u></p>

係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額

(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業

係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額

(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業

地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

9 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

13 (略)

14 附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第5項、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第7項から第9項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第9項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第9項の「前年

地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

7 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

11 (略)

12 附則第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項から第7項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第7項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第7項の「前年

度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項から第12項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

15 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

16 (略)

度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項から第10項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

13 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

14 (略)